社会福祉法人　更生慈仁会

令和８年度事業計画

Ⅰ．事業

(1)施設経営

第１種社会福祉事業	
1.障害者支援施設	十字園
2.特別養護老人ホーム	はまゆう
3.軽費老人ホーム（ケアハウス）	はまゆう
第２種社会福祉事業	
１.障害福祉サービス事業	
①短期入所事業	十字園
②生活介護事業	すずまり、十字園、いずみ福祉園、コスモス
③就労継続支援Ｂ型事業	すずまり、慈仁工房、青松ワークス、麦っ子ワークス
④共同生活援助（グループホーム）	テイクオフ、さくら草 (テイクオフ：慈仁寮、慈愛寮、パルク、テイクオフ パルクⅢ、どれみふぁ荘) (さくら草：かすみ草、さくら草)
⑤施設入所支援	十字園
⑥就労移行支援事業	慈仁工房、麦っ子ワークス
⑦就労定着支援事業	麦っ子ワークス
2.老人介護支援センター	はまゆう
3.老人デイサービスセンター	はまゆう
4.障害児通所支援事業	放課後等デイサービス(コスモス) 児童発達支援すみれ
5.特定相談支援事業	JOIN、総合支援センター（ゆかり）
6.障害児相談支援事業	〃
7.老人短期入所事業（空床型）	はまゆう
8.地域活動支援センター	総合支援センター(かりん)
9.一時預かり事業	愛慈こども園、にいつ愛慈こども園
10.地域子育て拠点事業	ひよこ、どんぐり
11.地域密着型サービス事業	小規模多機能ホームはまゆう小新南
12.幼保連携型認定こども園	愛慈こども園、にいつ愛慈こども園

以上、法に定められた目的達成のため適正な運営と発展を期す。

(2)公益事業

1.地域交流事業「夕日の家　こんぺいとう」を運営する。
2.居宅介護支援事業（はまゆう）を実施する。
3.介護保険法に定める訪問調査の受託等を行う。
4.新潟市地域包括支援センター(小新・小針)事業の受託。
5.障害者就業・生活支援センター事業　らいふあっぷの経営を行う。

Ⅱ．施設、事業別の計画

(1)　本部

コンセプト＝「人善し　郷善し　吾に善し」 を新たな価値観として大切にしていく法人を目指す。

時代の荒波に抗い、利用者（園児、ｸﾗｲｴﾝﾄを含む）を大切にし、地域に根差し、そして、何より職員自身（家族を含む）を大切にできる法人、職員でありたい。

1.　重点取組項目
- （1） 未来志向型の法人経営
- （2） 人材確保・育成・定着
- （3） 組織のガバナンス強化
- （4） リスクマネジメント
- （5） 経営安定
- （6） その他

2.　具体的な内容

（1） 未来志向型の法人経営

① ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ会社を導入し、以下の内容を検討していく。（令和 10 年度に運用開始を目指す。）

（主なる検討課題）

・定年雇用延長等による持続可能な雇用体系の再考

・役職定年の導入

・ｷｬﾘｱﾃﾞｻﾞｲﾝと連動した給料表の構築

・人事評価制度の導入　　等

② 新規事業立ち上げや既存事業の再編成等多角的経営の視点にて協議、検討していく。

③ 現金預金の使用用途を具体化していく。

（例：施設修繕、改築、まち（コミュニティ）づくりに対する投資　等）

④ 社会福祉法第 24 条　第 2 項に基づく「地域における公益的な活動」を地域と双方向の視点に立ち探っていく。

（2） 人材確保・育成・定着

① ｷｬﾘｱﾊﾟｽ研修体系を拡充する。「期待する職員像」で定めた全職群を網羅できる研修体系を構築する。

② 新卒職員の一連の採用活動や日常実習生受入れ『慈仁会で学ぼう！』等を通じて安定した人材確保に繋げていく。

③ 法人周知の為に有効な広報方法を探っていく。

④ ｼﾞｮﾌﾞﾁｬﾚﾝｼﾞ、小、中学校対象の福祉教育の場への参画を通じて次世代層に対する人材育成をしていく。

⑤ 外国人雇用について検討に入る。

（3） 組織のガバナンス強化

① 法人の骨格である理念、運営方針及び社会福祉法人としての使命等を施設長はじめ管理職は、組織の末端まで浸透出来るよう働きかけていく。

② 施設長は、役職者を中心に権限を委譲した組織編制を基とし、施設経営を推し進めていく。

（4）リスクマネジメント

① 利用者及び園児に対し、尊厳の心を持ち、業務遂行していく。
② 虐待及び不適切ケアを撲滅する。
③ 法人事業継続計画（BCP）に沿った図上訓練等を通じ、課題を顕在化する。
④ 孤立防止や福祉的視点に重きを置いた災害支援体制を地域と共に構築していく。

（5）経営安定

① 法人全体でｻｰﾋﾞｽ活動における事業収益を 20 億、ｻｰﾋﾞｽ活動増減差額を 1 億円以上目指す。
② 法人全体の人件費率 70%以内を目指す。

（6）その他

今後、人材確保が困難になり得る事を想定し、以下の点を継続し、協議、検討していく。
○ 法人修繕計画の立案
○ 組織の集約化（例:事務機能や施設長が管轄する施設数の見直し 等）

(2)十字園

［全体基幹事項］

1. 利用者が、その人らしく心身ともに豊かに生活できるよう支援する。
2. 障害特性や心身の状態、年齢などに応じた生活支援に努める。
3. 指定障害者支援施設（生活介護・施設入所）として、その機能と役割を遂行し、利用者・家族のニーズに応えられるよう施設運営に努める。
4. 利用者をはじめ、その家族に安心してサービスを利用していただけるよう情報の提供や信頼関係の確立に努める。
5. 地域住民・ボランティアに育まれ、地域に根ざした施設づくりに努める。

［具体的事項］

（十字園）

1. 指定障害者支援施設として、適正な予算執行、および経営の向上に努める。
2. 法人内外の事業所や諸関係機関との連携、及び情報の収集に努め、事業の適正な運営、利用者支援の充実に努める。
3. 感染症対策、防災対策、事故防止に取り組む。
4. 職員として、OJT、OFFJT 両面で資質研鑽に努める。
5. 今後の後援会のあり方について、会員と共に考えていく。
6. 地域連携推進会議を開催していくことで地域と共に歩む施設運営に努める。
7. 利用者の意思決定、表明を支援し、意思を尊重し人権擁護に努める。

（短期入所・日中一時・生活介護）

1. 地域・社会のニーズに応える
2. 専門職としての支援を提供する
3. 安全な環境づくりに努める
4. 関係機関との調整を図る

(3) コスモス「多機能型事業所」（「生活介護」「放課後等デイサービス」）

1. 常に利用者、家族、地域のニーズに耳を傾け、応えていく。
2. 利用者、家族に安心してサービスを利用していただけるよう情報の提供や信頼関係に努める。
3. 関係事業所・行政・教育機関との情報交換・連携・調整を図る。
4. 個別支援計画に沿った支援プログラム（個別、集団）の充実に努める。
5. 専門職としての職員資質の向上に努める。
6. 心身ともに穏やかに過ごせる環境づくりに努めるとともに、利用者個々に合った介助支援を提供する。
7. 感染症対策、防災対策、事故防止に取り組む。.
8. 人権擁護を重視した関わりを促進する。

(4) 青松ワークス

（活動方針）

一　工賃向上・新規開拓

一　温和丁寧・切磋琢磨

一　地域貢献・社会貢献

（就労継続支援 B 型事業）

1. 施設外での活動を積極的に行い、地域及び社会に貢献する。
2. 利用者一人ひとりの特性に合わせた作業環境や作業工程を工夫して個別支援を充実させる。
3. 新規利用者を積極的に受け入れる。
4. 工賃向上に向けて情報発信や営業を行い、新規取引先の開拓に努める。
5. 平均工賃目標を 34,300 円とする。
6. 平均工賃目標達成のために、エコモアトイレットペーパーの年間売上目標を 5,335 万円とし、受託班収入の目標を 1,000 万円とする。

(5) 愛慈こども園

【教育及び保育】

1. 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるよう環境を整える。
2. 環境を整え、遊びを通して、ねらいが総合的に達成されるよう努める。
3. 子ども一人ひとりの特性に応じ、発達に即した教育と保育を行う。
4. 全職員が専門性を持って、総合的に教育と保育を行う。
5. 保護者にとって安心できる園として、細やかに園情報の提供を行う。また、ホームページ等を通して地域に情報を発信する。
6. 家庭と連携し、保護者とともに育ち合う園作りをめざす。
7. 障がい児保育を通して、共に生きる思いやりの気持ちを育む。
8. 食生活の実情に配慮し、健康で安全な生活のために必要な基本的生活習慣を養う。

【保護者】

1. 安心できる園として、保護者との信頼関係作りに努める。

2. 保護者の参加行事を通して、保護者間の交流が出来るように配慮する。
3. 子育てについて保護者とともに考え、お互いに育ちあう園作りに努める。

【地域との交流】

1. 地域と幅広い交流を行い、教育・保育内容の充実を図る。
   ①法人施設との交流
   ②地域の小学生・未就園児との交流

【職員】

1. 自己評価を通して、職員一人ひとりの資質を高めるため、園内研修を計画的に行う。
2. 教育・保育の実践や内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていく。
3. 地域の特性を把握し、地域に沿った教育・保育を行う。
4. 災害や事故の発生に備え園内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解を深め体制作りの充実を図る。
5. 不適切保育の防止に取り組む。

（子育て支援センターひよこ）

1.地域子育て支援拠点施設としての役割を果たす。
   ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
   ②子育て等に関する相談援助の実施
   ③地域子育て関連情報の提供
   ④子育て及び、子育て支援に関する育児講座等の実施

（一時預かり）

1. 地域の子育て支援の一貫として、一時預かり保育を行う。

（児童発達支援すみれ）

【児童発達支援事業の内容】

1. 支援プログラムの作成に基づき個別に支援する。
2. 基本的生活習慣の自立に向け支援する。
3. ５領域を相互に関連づけた内容をもとに支援内容を作成する。
4. 集団活動への参加を支援する。

【保護者】

1. 安心できる児童発達支援すみれとして保護者との信頼関係作りに努める。
2. 育児講座等を通して保護者間の交流ができるよう配慮する。
3. 子育てについて保護者とともに考え、共に育ち合う施設作りに努める。

【地域との交流】

1. 地域との交流を行い、支援内容の充実を図る。
2. 行事を通して法人施設との交流をする。

【職員】

1. 自己評価を通して、職員一人ひとりの資質を高めるため、園内研修を計画的に行う。
2. 支援プログラムの内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていく。
3. 地域の特性を把握し、地域に沿った支援を行う。
4. 災害や事故の発生に備え園内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解を深め体制作りの充実を図る。

(6)にいつ愛慈こども園

【教育及び保育】

1. 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるよう環境を整える。
2. 環境を整え、遊びを通して、ねらいが総合的に達成されるよう努める。
3. 子ども一人ひとりの特性に応じ、発達に即した教育と保育を行う。
4. 全職員が専門性を持って、総合的に教育と保育を行う。
5. 保護者にとって安心できる園として、細やかに園情報の提供を行う。また、ホームページ等を通して地域に情報を発信する。
6. 家庭と連携し、保護者とともに育ち合う園作りをめざす。
7. 障がい児保育を通して、共に生きる思いやりの気持ちを育む。
8. 食生活の実情に配慮し、健康で安全な生活のために必要な基本的生活習慣を養う。

【保護者】

1. 安心できる園として、保護者との信頼関係作りに努める。
2. 保護者の参加行事を通して、保護者間の交流が出来るように配慮する。
3. 子育てについて保護者とともに考え、お互いに育ちあう園作りに努める。

【地域との交流】

1. 地域と幅広い交流を行い、教育・保育内容の充実を図る。
   ①地域町内との交流
   ②地域の小学生や未就園児との交流
   ③地域の婦人会（銭太鼓）との交流

【職員】

1. 自己評価を通して、職員一人ひとりの資質を高めるため、園内研修を計画的に行う。
2. 教育・保育の実践や内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていく。
3. 地域の特性を把握し、地域に沿った教育・保育を行う。
4. 災害や事故の発生に備え園内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解を深め体制作りの充実を図る。

（子育て支援センターどんぐり）

1. 地域子育て支援拠点施設としての役割を果たす。
   ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
   ②子育て等に関する相談援助の実施
   ③地域子育て関連情報の提供
   ④子育て及び、子育て支援に関する育児講座等の実施

（一時預かり）

1. 地域の子育て支援の一貫として、一時預かり保育を行う。

(7)はまゆう

（全体）

1. 法人理念、はまゆう理念及び活動方針等に基づき事業を実施していく。
2. 事業収入の安定的確保、経費削減の徹底、計画的修繕等、中・長期的視点を見据えた安定的経営基盤を確立する。
3. 職員の育成ビジョンを明確化し、それを公正かつ中立な評価に繋げることで、人材育成と職員のモチベーションの向上を目指す。又、内部研修の充実及び外部研修を通して職員個人だけではなく、伝達研修による全体のスキルアップに繋げる。
4. 課題の明確化と具体的な解決方法の提示ができ、コミュニケーションによる相互理解や承認による動機づけを通して職員の行動変容を可能にする能力を備えたリーダー層の育成に力を入れる。

5. 新しい生活様式を念頭に置き、防災・感染症・高齢者虐待・介護事故等、施設を取り巻く様々なリスクに対応するための安全管理マニュアルの見直しに努め、それらの実際の運用のシステム作りと職員への周知を組織づくりの一環として進めていく。
6. 職員個々が不安なく働けるよう時代に即した職場環境づくりに努め、精神的余裕を持って利用者への接遇を行うことで、利用者の笑顔、施設への信頼を得て、地域の砦となることを目指す。
7. 安定した経営、全体収支プラスを目標とする。
（各事業所のニーズ、経営状況を評価し、未来を見据えた事業経営を図る）

（特別養護老人ホーム）

1. 認知症ケアを他専門職も含めたチームで実践し、利用者のQOLの向上を目指すとともに、個別的に認知症ケアを実施する事で、利用者の自立した生活を支援する。
2. 外部・内部・リモートでの研修を通して、専門職としての知識及び介護技術の向上に努めサービスの質を高める。
3. 施設サービス計画書に基づいてサービスを提供し、多職種が連携しあい、利用者及び家族が望む生活の実現を目指す。その際は、個別ケアの視点・個人の尊重を重視する。
4. 業務改善・職場環境(ICT機器の導入)の整備等を行い、利用者の安心で安全な施設生活を支援する。また、職員にとって働きやすい職場環境も整える。
5. 感染症対策をしながら、季節を感じられる行事、外出の機会を設けることにより、施設生活を楽しみ、笑顔で過ごして頂けるよう努める。また、施設内でも楽しめることを創造して取り入れていく。
6. 人生の最終段階において、その人らしい生き方を支える為に多職種で連携し、看取り介護を行う。又、グリーフケア・振り返りを行い、職員の意識の向上を図り、より良い看取り介護を追求する。
7. 空床型短期入所事業を緊急入所等の受け入れに活用する。
8. 年間入居稼働率99%を目指す。
常日頃の関係事業所との連絡調整を行い、スムーズな入退所を行う。
また、近隣地域の居宅介護支援事業所、介護老人保健施設、医療機関等の関係事業所や行政機関との連絡調整を行い、待機者数の確保に努める。

（老人デイサービスセンター）

1. 利用者の自立した生活に向けて、利用者及び家族をはじめ各機関との連携を密にし、それぞれの職種が専門性を発揮し、より良いケアを目指す。
2. 利用者の目標に沿ったプランを作成し、個別機能訓練や口腔機能向上訓練を始め、社会参加に意識を向けて生活の維持向上を図ると共に、LIFEを活用しながら自立支援に効果あるサービスを提供していく。
3. 利用者が安心安全にサービス利用できるよう、専門的知識・技術の向上に努め、併せて感染症予防の徹底、安全な送迎の徹底、災害時の対応を強化する。
4. 地域に信頼される施設作りのために、職員個々が自ら介護技術やコミュニケーション技術の向上に努めるとともに、特色あるサービスを周知・提供できるスキルを身に付けて、「選ばれる」デイサービス作りを目指す。
5. 利用者の好む活動を中心に、レクリエーション・行事の活性化を図り、地域に根ざした施設として周知する。毎月の利用実績24名以上を目指す。

（ケアハウス）

1. 入居者の生活支援や、心身の状態の変化に早期に対応するべく、家族、ケアマネジャー、医療機関、サービス事業所等との連携を図る。
2. 入居者が安心して穏やかに生活が出来るよう、防災対策や感染症予防対策を徹底する。

3. 入居者の生活上生じた課題等の相談には、真摯に受け止め対応する。
4. 楽しみや刺激のある生活を送っていただく為、行事等の企画を工夫する。
5. 見学された方を待機者に繋げ、待機者の人数を10名程度は確保できるよう努める。
5. 入居待機者が速やかに入居できるよう、各関係機関へ情報提供をし連携を図る。
6. 上記を遂行する為、職員一人一人が、専門的な知識を身に付け資質向上に努める。

（居宅介護支援・在宅介護支援センター）

1. 要介護、要支援状態にある利用者に対して、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、公平・中立な立場で利用者の選択に基づいた居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成を行う。
2. 毎月利用者宅を訪問し利用者の心身状態と利用者及び家族の意向を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持及び回復、日常生活の援助を図るとともに、必要に応じ受診同行する等して、主治医・各事業者間で連絡調整し情報共有を行う。
3. 社会資源の充分な情報収集を行い、地域で支える視点を持ち、必要に応じインフォーマルサービスを含め包括的に提供できるよう各機関との連携を図り、利用者及び家族の想いに沿った支援を提供する。
4. 介護支援専門員としての資質向上に努める（実務研修・各研修への参加、居宅内研修及び日々の自学研鑽）。
5. 要介護最大受け入れ人数160人。断らず受け入れていく。
6. 感染症対策を行いながら、家族介護者教室事業を継続的に実施し、高齢者福祉の啓発に努める。

（新潟市地域包括支援センター小新・小針）

1. 「公益性」「地域性」「協働性」の視点に立ち、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の三職種の専門性を活かしながら、関係機関や地域住民への様々な相談・支援を展開していく。
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域ケア会議(圏域・個別)を各年２回以上開催し、地域の実情について地域関係者（民生委員、自治会、コミュニティ協議会など）と共有、支え合いのしくみづくり推進員や関係機関との連携を密に行いながら、地域課題の解決に取り組んでいく。
3. 地域の高齢者の権利侵害（高齢者虐待・消費者被害等）を防止するための啓発活動を、地域（地域住民、地域組織、民間企業など）へ継続的に行う。また、サービス事業所に対し権利擁護の学習会を行い、権利侵害についての知識・対応力の向上を目指す。加えて、権利侵害が起こった際には、行政機関やサービス事業所をはじめ、関係機関等と連携を図りながら支援をしていく。
4. 包括的・継続的支援のネットワーク形成に向け、多職種や多機関との連携、顔の見える関係づくりを意識した研修会の開催を継続的に行っていく。
5. 地域の支え合いのしくみづくり実現のため、地域関係者（民生委員、自治会、町内コミュニティ協議会など）や多様な団体（NPO、民間企業、社会福祉法人、ボランティアなど）が参画する協議体や地域ケア会議とも連動し地域の実情および課題の共有、資源開発やネットワーク構築を進める。
6. 防災対策、感染症予防対策の遂行。併せて、災害や感染症発生時に業務継続が図れるようBCPの策定と実行、適宜見直しを行うとともに、平時から備えていく。

（小規模多機能型居宅介護）

1. 地域との連携、地域に必要とされる施設づくりを目指す。

① 自治会との連携を深め、地域の活動への参加及び地域住民参加型の催しを事業所で開催する。

② 地域に向けて広報紙を発行し、情報を発信する。
③ 小中学校や老人クラブとの交流を行う。
④ 地域住民からのボランティアの募集・受け入れへの取り組みを行う。
⑤ 地域住民と共に防災に関する情報の共有・訓練を行う。
⑥ 年間平均登録者数 24 名を目指す。（要介護度 2.3 以上）

2. 資質向上を図り、質の高いサービスを提供できるよう努める。
① 職員の資格取得
② 施設内外及びリモートの研修に積極的に参加する。
③ 認知症ケアについての研修等の取り組みの実施。

3. 利用者及び家族の安心・安全を第一にサービス提供を行う。
① 感染症予防対策の徹底。
② 防災対策の取り組みを継続。
③ 災害、感染症発生時は業務継続計画を実行する。
④ 業務継続計画をもとに、訓練や研修を実施し計画の見直しを継続する。
⑤ 権利擁護についてのアンケートや研修等の取り組みの実施。
⑥ 事業所内の環境整備等（ICT 機器の導入）を行い、利用者が安心で安全な支援を提供する。

(8)麦っ子ワークス

1. 個別支援計画に基づき、利用者本人の希望や目標を実現できる就労支援を目指す。
2. 合理的配慮のもと、利用者一人ひとりの特性や能力等に応じた作業工程の工夫や見直しを行い、就労への意欲ややりがいを持てるよう努める。
3. 社会体験活動への参加などを通して、社会性や就労に必要なスキルを学ぶ機会を設ける。
4. 利用者も職員も地域の一員という観点から、支援を通して地域の困りごとに応える取組みを進め、地域づくりへの貢献に努める。
5. 法人内の施設をはじめ、各関係機関との連携を強化することで、利用者へのサービスの質の向上や施設運営の充実を図る。
6. 職員は積極的に研修等に参加するなど就労支援に必要な専門性の向上に努める。
7. 災害や感染症などの緊急事態発生時に備え、事業継続体制の強化を図る。
8. 利用者一人ひとりの人権と意思を尊重した支援を実践するため虐待防止・権利擁護に関する体制を整備し、虐待防止を目的とした研修を実施する。

（就労継続支援Ｂ型事業）

① 平均工賃 12,000 円以上を目標に、安定した作業量の確保と生産性の向上のために利用者の特性に合わせた作業工程や環境を工夫する。
② 施設内外の作業活動を通して、社会性や協調性が高められるような支援を行う。
③ 自主製品の販路を拡大し、売上を伸ばすことでより多くの工賃の保障に努める。
④ 地域との関りを大切にしながら施設外就労の充実を図る。

（就労移行支援事業）

① アセスメントを重視し、本人の就労課題に合わせた個別支援計画を作成する。
② 座学や職場見学を通して就労意欲を高め、就労に必要なスキルを形成できるよう支援する。
③ 職場実習を通して職場に適応できる体力・精神力を養い、職業準備性の質を高める支援を行う。
④ 関係機関との連携を強化し、就業支援と就職後の職場定着支援の充実を図る。

（就労定着支援事業）

① 在職者の相談を通じて就労に伴う生活面の課題を把握し、自宅や企業との連絡調整を行い

課題解決に向けての支援を行う。
② ジョブコーチの支援技術を活かし、関係機関と連携をしながら就労定着支援を進めていく。
③ 在職者の集いを継続し、就労状況の把握や在職者の就労継続に向けてのモチベーションを高める支援を行う。

（さくら草）【共同生活援助事業（介護サービス包括型）】

1. 安心できる生活環境の中で、一人ひとりが豊かな生活を営み、自己実現できるよう生活支援を充実させる。（感染症対策や健康管理等、安心できる生活を提供していく）
2. 世話人は研修や会議等に出席し、支援のスキル向上を目指す。
3. サービス管理責任者は世話人との連携を密にし、安定したグループホーム運営に努める。
4. 計画的に避難訓練を実施し、災害時の対応方法を身に付け防災に対する意識を高めていく。
5. その地域で安心して暮らすことができるよう地域連携推進会議を開催し、その連携を事業運営に活かしていく。
6. 一人ひとりの意思を尊重した支援を行い、十分なプライバシーの保護及び配慮に努める。

(9)すずまり

（全体）

1. 法人理念、運営方針、すずまり理念に基づき事業を実施する。
2 利用者の希望・要望を丁寧に受け止め、選択肢の提示や意思表出の方法を工夫し、本人が主体的に決定できる環境を整える。
3. 利用者一人ひとりのニーズを把握し、関係機関との情報共有を円滑にしながら、専門的視点に基づく支援を行う。
4. 専門職としての倫理観、対応力、支援技術を高めるため、研修等の学びを現場に還元する仕組みを整備する。
5. 利用者・家族のニーズを反映し、目標達成に向けた具体的かつ実行可能な個別支援計画の作成に努める。
6. 感染症・災害時の対応手順を見直し、訓練やマニュアルの整備を通して、事業継続性を確保する。. 利用者の希望・要望を踏まえ、利用者自らが意思決定できるよう支援する。

（生活介護）

1. 障害特性や健康状態に応じた支援を行い、安心・安全に過ごせる環境を整える。
2. ニーズ達成へ向けて、本人・家族・関係機関と十分に協議しながら、サービス内容を調整・改善し、サービスの質の向上を図る。
3. 身体機能訓練、口腔ケア、リラクゼーション等のメニューにより、健康づくりに寄与する支援を行う。
4. 創作活動、訓練活動、余暇活動の選択肢を増やし、利用者が楽しみや達成感を得られる支援を行う。

（就労継続支援 B 型）

1. 室内外の作業を通じ、利用者と職員が協力しながら働ける環境を整え、働く目的や達成感が実感できる支援を行う。
2. 平均工賃 15,000 円を目標とし、安定した作業量の確保、業務手順の見直し、生産性向上に取り組む。
3. 施設外就労や地域での活動を通じて地域の方々との交流機会を増やし、社会性・公共性を育む。
4. 職員がそれぞれの役割を自覚し、就労支援に必要な知識・技法の習得に努める。
5. 利用者の長所や能力を最大限に活かせるよう、継続的なアセスメントを実施し、支援方法を改

善していく。

(10)いずみ福祉園

1. 利用者が安心･安全で豊かな生活と自己実現が図れるよう、個別支援計画を立案し細やかな支援と効果的なサービスの提供に努める。
2. 利用者が自己選択・意思決定しやすい環境や機会を提供し、利用者本人の意思を尊重しながら自立や社会参加に向けた必要な支援を行う。
3. 利用者の多様化するニーズに対して、法人内事業所及び地域の関係機関と連携を図りながら地域生活を継続出来るような支援に努める。
4. 虐待防止に努め、支援の質を高めながら良質なサービスの提供と充実を図る。
5. リスクマネジメントに努め、安心・安全なサービスを提供することができるように環境を整える。
6. 利用者の体調変化に留意し、感染症予防の取組みを行うことで早期発見・拡大防止に努める
7. 特別支援学校や他事業所との連携を図り、新規利用者の受け入れと契約利用者の安定的な利用を図る。
8. 利用率の維持・向上と経営の安定を図る。

(11)障害者総合支援センター

（全体）

地域活動支援センターⅡ型かりん・共同生活援助事業（介護サービス包括型）テイクオフを利用する方達が地域で安心して生活が継続できるよう適切な支援に努める。

また、障害者相談支援センターゆかりは障がい福祉サービスを利用されている方々の希望に沿ったより良い暮らしや居場所を提案できるよう努める。

センター全体として安定した経営及び運営ができるように努める。

（地域活動支援センターⅡ型かりん）

1. 利用者、家族との信頼関係の構築。
2. 利用者のニーズ把握、支援の充実。
3. 創作活動、日中活動の充実。
4. 誤薬、怠薬の防止。
5. 送迎及び外出時の事故の防止。
6. 避難訓練の実施、BCP の対応確認
7. グループホーム等のバックアップ。
8. 各区の基幹相談支援センター、各計画相談事業所との連携。
9. 支援員の意識の向上（虐待防止・権利擁護・感染症対策等）
10. 安全運転管理者としてセンター内の車両の点検・安全運転指導の注意喚起。
（酒気帯び運転の予防・車内の感染対策等）

（共同生活援助事業（介護サービス包括型）テイクオフ）

1. 支援体制の構築
2. 個別支援計画の策定。
3. 日中活動先の各施設、事業所、職場との連携調整に努める。
4. 家族との信頼関係の構築に努め、情報交換、連携を図る。
5. 地域連携推進会議の開催を通して、地域社会との交流を図る。

6. 建物、備品の補修点検。
7. 生活支援員、世話人の研修（誤薬防止・権利擁護・障がい特性の理解など）を通して、支援の向上を目指す。
8. 防災対策・感染症対策としての備品の確認、BCP の定期的な見直し。
9. 外部移動支援事業所や他事業所等との連携を強化し、通院同行・買い物・送迎サービスの調整を図る。
10. かりんと連携し訪問歯科・訪問理容サービスの導入及び調整を図る。
11. 法人内施設・相談事業所と情報共有しながら、待機者ニーズを把握する。

（障害者相談支援センターゆかり）

1. 行政・他事業者との連携、法人内事業所との連携を密にし、相談者、家族の希望に沿ったサービス等利用計画を作成し提供できるよう努める。
2. 地域資源の情報収集を十分に行い、相談者が地域での生活が継続できるよう、連絡、調整を行う。
3. 相談者、家族との信頼関係を構築し、継続して支援ができるよう努める。

（新潟市障がい者基幹相談支援センター中央）

コンソーシアムの代表法人としての運営を滞りなく行うよう努める。
他の基幹、行政、医療、司法、福祉、企業、教育、保健等との連携を図り、中央区の相談者や家族の安心につながる相談支援を心がけていく。

1. 総合相談・専門相談対応
2. 地域の相談支援体制の強化
3. 地域移行・地域定着の促進にかかる事業
4. 権利擁護・虐待の防止・差別解消
5. 障害児等の療育支援事業
6. 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例にかかる相談事業

(12) 慈仁工房

1. 担当職員を中心に利用者個々のニーズをきめ細かく職員間で共有し、個別支援計画に具体性を持たせた支援体制を構築する。
2. 家族懇談会、家族研修会、面談等を通じ家族との情報共有ならびに将来への不安や疑問の解消を図り、協働して利用者支援にあたる。
3. 主治医その他関係医療機関と連携し、利用者の健康保持のための適切な支援を実施する。
4. 就労移行支援事業においては、定期的に就労に向けた学習会を開催するとともに、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携しながら個々の利用者のニーズに合わせた企業見学、職場実習を計画し、就労に向けた支援、就労後の定着支援を行う。
5. 就労継続支援Ｂ型事業においては、生産活動の場を提供するとともに、日常生活、社会生活を送る上で個々が抱える課題や不安が解決できるよう医療・相談支援事業者等関係機関と連携しながら支援する。また、就労を希望する利用者については、併せて就労に向けた支援を行う。
6. 保安林整備や一般家庭の除草作業等を通じ地域住民との交流を図り、障害に対する理解を得るとともに、利用者が安心して充実した地域生活を続けることができるよう努める。
7. 利用者個々の障害を理解し適切な支援が行われるよう、内部研修、外部研修等を通じて職員の資質の向上に努める。
8. 災害や感染症発生時において必要なサービスが安定的、継続的に提供できるよう業務継続計画（ＢＣＰ）を策定・更新し、職員全体で共有を図る。

9. 作業環境の改善を踏まえた作業種目全体の見直しや新規開拓に努めるとともに、目標工賃達成指導員を中心に作業に見合う適正な収入単価を模索することで、利用者の工賃増、更には就労支援事業の収入に繋げる。
10. 地域のニーズを捉え、魅力ある作業の提供や適切な個別支援を踏まえた上で、特に、中・長期的視点に立った利用率の向上と安定した施設経営に向けて、新規利用者の獲得や新たな受託作業の開拓を目指し外部の事業所との連携を構築・強化する。

(13) らいふあっぷ　（障害者就業・生活支援センター）

1. 圏域内の障害者や就労先企業等の就労に関する実情の把握に努める。
2 支援対象者に対し、就業面、生活面の相談に対する指導・助言を行う。
3 関係諸機関との連携を密にし、支援対象障害者に対して効果的かつ効率的な支援が実施できるようにする。また、役割分担や連絡方法及び具体的な支援方法について検討する。
4. 支援対象障害者の能力・特性等の把握を目的にした基礎訓練を行うため、併設施設や提携施設との関係作りに努める。
5.基礎的な労働習慣を習得している支援対象者に職場への適合性を見極めることを目的に職場実習をあっせんする。
6.在職中の対象者に対し、事業所への訪問や電話連絡等を通じて職場定着支援を行う。
7.事業主に対し、定期的な職場訪問及び電話等により雇用管理に関する助言を行う。
8.センターから離れた地域に対し、移動相談会を行い、利用者の利便性の向上や地域ニーズの掘り起こしを図り、地域における支援体制の充実を図る。
9.ピアサポート活動を実施し、同じ課題や環境を体験する人が、その体験から得た感情を有することで、就労促進を図ることを目的とする。
10. 地域における障害者就労支援機関の拠点としての役割を果たすために、職員の研修に努め、専門的な支援ができるようにする。
11. 主任職場定着支援担当者については、関係機関と連携しながら地域の職場定着支援の強化が図られるよう努めていく。
12. 障害が窺われる生活困窮者等への支援については、生活困窮者自立支援制度における就労支援施策や生活保護受給者に対する就労支援施策と連携した支援を行っていく。
13. 企業に対し、加齢により職場への適応が困難となった中高年齢障害者の継続雇用に関する相談支援を実施する。

(14) 新潟市発達障がい支援センター「JOIN（ジョイン）」

1. 発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する各般の問題について発達障がい者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導または助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障がい者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障がい者及びその家族の福祉向上を図る。
2.「新潟市発達障がい支援センター事業実施要綱」に基づく事業を行う。
ア　発達障がい者及びその家族等に対する相談支援
イ　発達障がい者及びその家族等に対する発達支援
ウ　発達障がい者に対する就労支援
エ　市民、関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

オ　関係施設及び関係機関との連携
カ　個別支援への取組み

3.「新潟市ペアレントメンター事業実施要綱」に基づくペアレントメンター運営事務局として事業を行う。
4. 他、新潟市の委託事業として、市と連携しながら運営を行う。

(15)夕日の家　こんぺいとう（公益事業）

1. いずみ福祉園利用者の日中活動の場としての利用をはじめ、法人内事業所の関係者が活用できるよう環境等を整える。
2. 地域住民への地域公益的活動に繋げるように努める。
3. 地域における森林整備活動として関係機関と連携を図り、周辺の環境整備に努める。